

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011長第22号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年12月19日（日） 11時03分ごろ	
発生場所	佐賀県唐津市向島 ^{むくしま} 北西方沖 肥前向島灯台から真方位321°700m付近 (概位 北緯33°29.6′ 東経129°46.2′)	
事故等調査の経過	平成23年3月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 モーターボート 第二 ^{かいどう} 海童、2.7トン 船舶番号、船舶所有者等 293-32250佐賀、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	張出軸受部船底付近亀裂並びに推進翼、舵板及び舵軸曲損	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、1人を同乗させ、船首約1.0m、船尾約1.0mの喫水で手動操舵により向島西方沖を南進中、平成22年12月19日11時03分ごろ、船底が浅所に乗り揚げた。 本船は、自力で唐津市星賀港に帰港した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 5 海象：潮汐 下げ潮の中央期	
その他の事項	船長は、浅所の存在を知っていたが、波が出てきたので帰港を急ぎ、陸岸に接近して航行した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、向島西方沖を南進中、陸岸に接近して航行したことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、向島西方沖を南進中、陸岸に接近して航行したため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	